

西村あさひ法律事務所

太陽光発電設備の解体等費用の積立てに関する直近の経済産業省令の改正等について

金融・資源/エネルギーニューズレター

2021年9月2日号

執筆者:

E-mail✉ 川本 周E-mail✉ 大槻 由昭

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 108 号。以下「**特措法**」という。)は、我が国において固定価格買取制度(FIT)制度を導入した法律であるが、昨年(令和 2 年)6 月 12 日に公布された「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」と題する整備法(令和 2 年 6 月 12 日法律第 49 号)の第 3 条によって、その一部が改正された¹。改正法の規定は、令和 4 年 4 月 1 日に施行予定である²。

昨年の整備法による改正後の特措法の規定においては、FIT 認定を受けた 10kW 以上の太陽光発電のための発電設備(以下「**太陽光発電設備**」という。)の廃棄・解体等にかかる費用(以下「**解体等費用**」という。)のための資金積立て義務が導入された。したがって、この積立て制度は、上記以外の再生可能エネルギー発電事業、すなわち風力発電、バイオマス発電や、10kW 未満の出力による太陽光発電には、適用されない³。

上記の太陽光発電設備の解体等費用の積立て制度の導入の背景について、令和元年 12 月付「太陽光発電設備の廃棄費用の確保に関するワーキンググループ 中間整理」(以下「**中間整理**」という。)によると、太陽光発電は参入障壁が低いことなどから、発電事業の終了後、太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかと懸念があることなどが指摘されている⁴。

かかる積立て制度(太陽光発電事業者による資金の積立て義務)が開始されるのは、早くとも、令和 4 年 7 月 1 日以降となる(後記 1.参照)。

上記の解体等費用の積立て制度には、①電気事業法に基づく認可法人である「推進機関」⁵に対して行う「外部積立て」制度と、

¹ 同改正法の概要については、当事務所の昨年 4 月 3 日付ニュースレターをご参照のこと(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/finance-law_200403_3.html)。

² 令和 2 年 6 月 12 日法律第 49 号の附則第 1 条。

³ 特措法第 15 条の 6 第 1 項、及び令和 3 年経済産業省告示第 134 号(「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 15 条の 6 第 1 項に規定する積立対象区分等を指定する件」)

⁴ 前記中間整理の 3 頁に以下の記載がある:「一方、太陽光発電事業は、参入障壁が低く、様々な事業者が取り組むことに加え、事業主体の変更が行われやすい。このため、太陽光パネルには鉛・セレン等の有害物質が含まれていることもある中で、発電事業の終了後、太陽光発電設備が放置・不法投棄されるのではないかと懸念がある。」。また、令和元年 4 月 11 日に開催された前記ワーキンググループの第 1 回目の会合にて、以下のような発言もなされている:「(前略)委員の皆様はよくご存じのように、日本の再生可能エネルギーを主力電源化していくというのはとても重要な課題でございまして、その中にあって、太陽光発電というのは非常に大きな役割を担っていると言えるかと思えます。主力電源といたしましては当然のことですけれども、発電事業が終了した段階では適切に設備が廃棄されるというのは非常に重要なことでありますけれども、一方で大量導入された太陽光発電がそのまま放置されるのではないかとか、あるいは不法に廃棄されるんじゃないかといった懸念が高まっているというのも事実です。そのような懸念を払拭するためには、廃棄等に係る費用を確実に確保するような何らかの対応というのは、どうしても必要になってくるかと思えます。(後略)」

⁵ 電気事業法第 28 条の 4 第 1 項に基づき設立された、電力広域的運営推進機関(<https://www.occto.or.jp/occto/index.html>)のことである。

②太陽光発電事業者が独自に積立てる「内部積立て」制度の2種類があり、前者すなわち外部積立てが原則である。

上記の特措法に基づく積立て制度の導入を受けて、本年6月30日付で、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号。以下「特措法施行規則」という)が改正された。本稿では、かかる特措法施行規則の改正の主なポイントを解説する。

1. 「推進機関」への積立て(外部積立て)について

昨年の改正後の特措法の規定によると、解体撤去等に関する事項が、新たに、再生可能エネルギー発電事業計画において記載されなければならないこととなった(改正後の同法第9条第2項第7号)。そして、同法第15条の6の第2項は、太陽光発電事業者が、太陽光発電設備を用いて発電した電気を供給するときは、「経済産業省令で定める期間」にわたり、当該太陽光発電設備にかかる解体等費用に充てるための資金を、「解体等積立金」として積み立てなければならないとしている。

上記の解体等費用の積立ては、「推進機関」に対してなされることを要する(改正後の特措法第15条の6第3項)。そして、上記「経済産業省令で定める期間」については、本年6月30日付の特措法施行規則の改正によって、「調達期間が終了する日から起算して10年前の日以降に最初に検針等が行われた日から、調達期間が終了するまでの期間」とされた(改正後の特措法施行規則の第13条の4第2号)。ただし、同条第1号の規定により、どんなに早くとも、令和4年7月1日以降において最初に検針等が行われた日が、その初日となる。

次に、昨年の改正後の特措法第15条の6の第4項は、太陽光発電事業者が、「経済産業省令で定めるところ」により、電気事業者を経由して、解体等積立金の積立てを行うものと定める。かかる特措法の規定を受けて、本年6月30日付の改正後の特措法規則第13条の5第1号は、太陽光発電事業者が、太陽光発電設備を用いて発電した電気を電気事業者に供給した際に、供給にかかる電気の量に比例した金額の解体等積立金を、当該電気事業者に対して納付する義務を課している。具体的には、1kWhあたりの「解体等積立基準額」が定められており、それに供給される電気の量を乗じることにより算出される。そして、かかる積立金の納付を受けた電気事業者は、当該積立金を、「推進機関」に対して納付することとされている(同条第2号)。

上記の「解体等積立金基準額」については、本年6月30日付の経済産業省告示第133号⁶により、以下のとおりとされている。

認定年度※1	調達価格※2	廃棄等費用の想定額	想定設備利用率	自家消費比率	解体等積立基準額	
2012年度	40円/kWh	1.70万円/kW	12.0%	－	1.62円/kWh	
2013年度	36円/kWh	1.48万円/kW	12.0%	－	1.40円/kWh	
2014年度	32円/kWh	1.46万円/kW	13.0%	－	1.28円/kWh	
2015年度	29円/kWh 27円/kWh	1.54万円/kW	14.0%	－	1.25円/kWh	
2016年度	24円/kWh	1.34万円/kW	14.0%	－	1.09円/kWh	
2017年度	入札対象外	21円/kWh	1.31万円/kW	15.1%	－	0.99円/kWh
	第1回入札対象	落札者ごと	1.07万円/kW	15.1%	－	0.81円/kWh
2018年度	入札対象外	18円/kWh	1.19万円/kW	17.1%	－	0.80円/kWh
	第2回入札対象	(落札者なし)	－	－	－	－
	第3回入札対象	落札者ごと	0.94万円/kW	17.1%	－	0.63円/kWh
2019年度	入札対象外	14円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	－	0.66円/kWh
	第4回入札対象	落札者ごと	0.82万円/kW	17.2%	－	0.54円/kWh
	第5回入札対象	落札者ごと	0.78万円/kW	17.2%	－	0.52円/kWh
2020年度	10kW以上50kW未満	13円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
	50kW以上250kW未満	12円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	－	0.66円/kWh
	250kW以上	落札者ごと	1.00万円/kW	17.2%	－	0.66円/kWh
2021年度	10kW以上50kW未満	12円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	50%	1.33円/kWh
	50kW以上250kW未満	11円/kWh	1.00万円/kW	17.2%	－	0.66円/kWh
	250kW以上	落札者ごと	1.00万円/kW	17.2%	－	0.66円/kWh

※1 簡易的に認定年度を記載しているが、調達価格の算定において想定されている廃棄等費用を積み立てるといった観点から、実際には、適用される調達価格に対応する解体等積立基準額が適用される。

※2 調達価格は、記載額に消費税及び地方消費税を加算した額だが、ここでは加算前の額を記している。

(上記出典:資源エネルギー庁「廃棄等費用積立ガイドライン(案)」⁷)

さらに、「推進機関」への積立て(外部積立て)に関しては、改正後の特措法第15条の9が、一定の場合において、積み立てられた解体等積立金を、太陽光発電事業者あるいはその承継人が取り戻すことができる旨を規定している。かかる特措法の規定を受けて、本年6月30日付の改正後の特措法施行規則の第13条の7では、解体等積立金を取り戻すことができる場合として、以下の2つの場合を規定している。すなわち、①太陽光発電設備の解体等が完了したことについて、経済産業大臣の確認を受けた場合、及び②太陽光発電事業者が、内部積立金の積立てを行っている場合である。なお、本条(第13条の7)に基づき、解体等積立金の取り戻しを行う太陽光発電事業者は、所定の申請書を、推進機関に対して提出するものとされている(同条第2項)。

2. 解体等費用の内部積立てについて

上記1.のとおり、「推進機関」に対する解体等費用の積立て義務、すなわち外部積立てを本則としつつ、他方で、長期安定発電に資するような発電設備の修繕等の再投資を機動的に実施しやすくする等の目的のため、昨年の改正後の特措法においては、一定の条件の下、太陽光発電事業者の内部での解体等費用の積立てを行うこと、すなわち「内部積立て」の制度を合わせて導入

⁶ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の一部を改正する告示

⁷ <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620221016&Mode=0>

した⁸。

まず、改正後の特措法の第 15 条の 11 によれば、同法第 9 条第 3 項に規定する事項、すなわち内部積立てに関する事項が記載された再エネ発電事業計画について、経済産業省の認定を受けた太陽光発電事業者については、外部の「推進機関」を使わず、独自に解体等費用の積立て(内部積立て)を行うことができるとされた。

上記の特措法の規定を受けて、本年 6 月 30 日付の改正後の特措法施行規則では、特措法第 9 条第 3 項にいう内部積立てに関する事項として、「内部積立金の総額及び積立ての時期」(改正後の特措法施行規則第 4 条の 3 条第 1 号)、「積立ての方法」(同条第 2 号)及び「内部積立金の積立て以外の方法により必要な資金を確保する場合にあっては、当該資金の確保の方法」(同条第 3 号)が規定された。

また、本年 6 月 30 日付の改正後の特措法施行規則第 5 条第 8 号の 2 では、かかる内部積立てに関する事項が記載された再エネ発電事業計画が適合すべき基準(改正後の特措法第 9 条第 4 項第 1 号)として、以下の基準を規定している：

- ① 発電事業を調達期間終了後も継続するために必要な措置を講じ、当該措置を公表するものであること(同号イ)
- ② 発電事業と地域との共生に向けた取組を講じ、当該取組の状況を公表するものであること(同号ロ)
- ③ 太陽光発電設備が事業用電気工作物に該当すること(同号ハ)
- ④ 認定申請者が電気事業法第 2 条第 1 項第 15 号の発電事業者に該当すること(同号ニ)⁹

次に、かかる内部積立てに関する事項(再エネ発電事業計画に記載される)は、特措法第 9 条第 4 項第 7 号にいう「経済産業省令で定める基準」を満たしたものである必要があるところ、本年 6 月 30 日付の特措法施行規則の改正によって、その基準の内容が明らかとなった。すなわち、同規則の第 6 条の 2 は、内部積立てに関する事項が満たさなければならない基準として、以下の事項を規定している：

- ① 内部積立金の総額が、太陽光発電設備の解体等に通常要する費用の額以上の額であること(同条第 1 号)
- ② 積立ての時期は、外部積立ての場合と同じかそれよりも早期に開始されるものであること(同条第 2 号)
- ③ 内部積立金の積立方法は、金融機関との契約による方法¹⁰か、または上場されている親会社等または子会社等の積立てによる方法のいずれかであること(同条第 3 号)
- ④ 太陽光発電設備の解体等費用に充てるための金銭を、積立て以外の方法によって確保する場合は、当該発電事業の終了時において確実に解体等に通常要する費用の確保が可能であること(同条第 4 号)
- ⑤ 1 年毎に、内部積立金の額を公表することに同意すること(同条第 5 号)及び
- ⑥ 以上①乃至⑤のいずれかの基準を満たさなくなった場合は、「推進機関」への積立て(すなわち外部積立て)に切り替えることに同意していること(同条第 6 号)。

⁸ 前記中間整理の 23 頁に、以下の記載がある：「本制度において、内部積立てを認めることは、その条件によっては長期安定発電に資するような発電設備の修繕等の再投資を機動的に実施しやすく、調達期間終了後も長期安定的な発電事業を促すことに加え、リプレース等により廃棄等が最小限化されることが期待される。このため、再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において取りまとめられた、外部積立てを原則としつつも、長期安定発電の責任・能力を担うことが可能と認められる事業者については例外的に内部積立てを認めることも検討するという方向性をもとに、内部積立てを認める詳細な条件を検討する必要がある。」

⁹ 認定申請者が発電事業者に該当しない場合でも、他の発電事業者の管理対象であることが明確な特定発電用電気工作物であって、その旨が発電事業の届出事項として記載されるときは、かかる基準は満たされる。

¹⁰ 金融機関との契約による方法の場合は、当該金融機関との契約において、当該発電事業の計画及び内部積立金の管理にかかる事項が定められており、かつ、内部積立金が当該金融機関との契約において定められた事項以外の用途に用いられないことが確保されていることが条件となる。

3. 今般の特措法施行規則の改正が実務に与える影響について

太陽光発電事業では、プロジェクトファイナンスによる資金調達が行われている事例も多い。プロジェクトファイナンス案件では、融資の返済原資が基本的に太陽光発電事業による売電収入に限られており、キャッシュフローを直接悪化させる要因となる解体等費用の外部積立てが必要となった場合はその影響は重大である。一方、プロジェクトファイナンス案件では、融資金金融機関の関与の下、太陽光発電設備の廃棄等に要する資金について、専用の銀行口座への金銭の積立て(リザーブ)等の手当てがなされていることも多く、解体等費用の内部積立制度の利用を予定するケースも多いと考えられる¹¹。

(1) 外部積立てを選択する場合

外部積立てを行う場合、調達期間の後半 10 年間、特定契約に基づく売電収入から源泉徴収的に積立金が控除される。発電量(kWh)当たりの積立額単価である「解体等積立基準額」はあらかじめ定まっておき、この単価は調達価格と同様に調達期間を通じて原則として変更されない(法 15 条の 7 第 3 項参照)。そのため、外部積立ては、FIT 売電における調達価格が、調達期間の後半 10 年間に渡って一定額切り下げられるのと実質的に等しい状況となる。今後プロジェクトファイナンスを組成する新規案件においては、かかる実質的な調達価格の切下げを前提に事業計画を作成・検討することとなる¹²。既にプロジェクトファイナンスを組成済みの既存案件においては、当該案件における貸付契約の具体的な内容に従い、調達価格が減少した場合と同様、その影響の程度に応じて、事業計画の変更義務、貸付実行前提条件の未達、リリース口座への振替の停止、強制期限前弁済、期限の利益喪失事由発生等の条項に該当する可能性があるため、当該該当条項に応じた対応が想定される¹³。

(2) 内部積立てを選択する場合

内部積立てを選択する場合、法令・ガイドラインに定める要件を満たす内容の再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、経済産業大臣の認定を受ける(認定済みの案件においては事業計画を変更し、変更の認定を受ける)必要がある。事業計画は、調達期間終了後の発電事業継続に関する事項¹⁴や地域との共生に向けた取組に関する事項に係る要件を満たすことが求められる。

また、貸付契約において予定された解体等費用の必要リザーブ額及びリザーブのタイミングが、法令・ガイドラインに従った要件を満たしている必要がある。貸付契約上の解体等費用のリザーブが運転開始直後から始まる案件では、この要件は基本的に満たされていることが多いと考えられるが、リザーブ口座内の金銭を使用する場合(解体等費用リザーブ口座の本来の目的に従い利用する場合のほか、貸付契約の規定に従い他の口座の資金不足に充当する場合等を含む。)には、この積立額・積立時期

¹¹ 但し、発電設備が事業用電気工作物に該当することや、事業者が電気事業法上の発電事業者に該当すること等、発電設備や事業者において内部積立ての要件を満たすことができない場合は、外部積立てによらざるをえない。

¹² 外部積立ては、調達期間の後半 10 年に至らないと開始されず、また調達期間の後半 10 年間をかけて積み立てるため積み上がりタイミングも遅いことを踏まえると、外部積立てを行う場合でも、貸付契約に基づく解体等費用のリザーブは今後も要求されるのではないと思われる。

¹³ 既存案件において外部積立てを行う場合、貸付契約に基づく解体等費用のリザーブと、法律に基づく外部積立てにより、目的を同じくする資金が重複して留保されることになる。そのため、事業者としては、外部積立てによって解体等費用が積み上がっていくに合わせて、貸付契約上の解体等費用の必要リザーブ額を減少させ、解体等費用として専用口座にリザーブした額を一部取り崩すこと(取崩額は売電収入の減少を補填するものとして、売電収入に準じて扱うこと)を希望するかもしれない。もっとも、外部積立ての場合は積立金の取戻しの要件が厳格に定められている(法 15 条の 9)のと比較すると、貸付契約に基づくリザーブの場合はリザーブ口座内の金銭は、貸付人等の承諾により柔軟な利用が可能であり、また貸付人等の担保としても機能していることを踏まえると、外部積立てを実施する場合に貸付契約上の必要リザーブ額の減少を認めるかどうかは、慎重に判断されることになるとと思われる。

¹⁴ 底地を発電事業者が所有していない案件において、地上権設定契約や土地賃貸借契約の期間が調達期間に合わせて終了することになっている場合、この事業継続要件の関係で、いかなる対応が必要となるかは、法令やガイドライン案では明確でない。今後の実務の運用に注意が必要である。

の要件を満たさなくなる事態が生じないようにする必要がある¹⁵。

内部積立てを想定していた案件が、その要件を満たさなくなった場合、法律に従った外部積立てに移行する必要がある(改正後施行規則 6 条の 2 第 6 号)。この場合も、調達価格が減少した場合と同様、その影響の程度に応じて、事業計画の変更義務、貸付実行前提条件の未達、リリース口座への振替の停止、強制期限前弁済、期限の利益喪失事由の発生等の条項に該当する可能性があるため、当該該当条項に応じた対応が想定される。


4. おわりに

以上、昨年の特措法の改正によって導入された外部積立て制度及びその例外としての内部積立て制度それぞれの概要と、適用基準ないし利用条件について、解説をした。今後、太陽光発電事業を行う事業者においては、解体等費用の積立て義務を前提に、再生可能エネルギー発電計画の策定やそれに必要な資金の調達を行う必要がある。また、前記のとおり、この積立て制度は、来年の 7 月 1 日から開始されることとなっているところ、本年 6 月 30 日付の特措法施行規則の改正を受けて、経済産業省による解釈運用指針(ガイドライン)などが随時公表されつつある状況である。直近では、本年 7 月 16 日付で、改正再エネ特措法や改正再エネ特措法施行規則等における解体等費用の積立制度に関する規定の趣旨を更に具体化等するため、「廃棄等費用積立てガイドライン」案が公表され、今後、パブリックコメントの結果が公表される予定である¹⁶。当職らにて、引き続き、その動向をキャッチアップしていく所存である。

以上

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

¹⁵ 貸付契約上、解体等費用リザーブ口座の金銭を使用した場合、必要積立額に満つるまで、余剰キャッシュフローから積み立てるべきことが規定されているとしても、貸付契約に基づく解体等費用リザーブ口座への再積立てが、法令・ガイドラインに従い積立てが必要となる金額・時期に適合しているとは限らないことから注意が必要である。

¹⁶ <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620221016&Mode=0>